

障害のある人の人権

障害のある人は長らく、暮らす場や学ぶ場、働く場を分けられてきました。その結果、障害のある人やその家族に対する誤解や偏見はなお強く、さまざまなバリアがある中で、社会参加を妨げられている人々がいます。すべての人が住みやすい社会を実現するためには何が必要なのでしょう。



基礎知識編

1 障害のある人が日常生活で困るのはその人の問題？

障害者とは障害者手帳をもっている人のことだけではありません。いわゆる「**社会モデル**」*の考え方を踏まえ、障害及びバリア（社会的障壁）により、継続的に生活に相当な制限を受けている人たちすべてが対象です。

平成30年度版の障害者白書(内閣府)によると、日本国民の約7.4%（およそ14人に1人）に何らかの障害があるとされています。自分自身や身の回りの人も障害と関わる可能性があり、決して他人事ではありません。自分にも関わる問題として障害のある人の人権を考えることが必要です。

***社会モデル**とは・・・

「障害」は障害のある人ではなく、社会の環境が作り出しているのだから、社会がそれを取り除いていかなければならないとする考え方を「**社会モデル**」の考え方と呼んでいます。

「**社会モデル**」とは反対に、障害のある人が日常生活において制限を受けるのは「その人に障害があるから」であり、解決するのはその人と家族の責任だとするこれまでの考え方を「**個人モデル（医学モデル）**」の考え方と呼んでいます。

<個人モデル(医学モデル)の考え方>

「歩けない」から階段を上がれないんだ。大変だね・・・



「耳が聞こえない」から日本映画だと内容がわからないんだ。気の毒に・・・



<社会モデルの考え方>

そもそも、どうして階段しかないの？
車いすの人は？ベビーカーを押す人は？
松葉杖の人はどうすればいいの？

どうして外国映画では外国語がわからない人のために字幕があるのに、日本映画には聞こえない人のために字幕がないの？

*「**社会モデル**」の考え方に基づき、障害者権利条約や障害者差別解消法などの様々な法律等が制定されています。

2 4つのバリア(社会的障壁)って？

「バリアフリー」という言葉が広く知られるようになりました。障害のある人を取り巻くバリア（社会的障壁）は次の4つに分けることができ、これらを取り除いていかなければなりません。

物理的なバリア

階段や歩道の段差、通行を妨げる障害物、車いす使用者が使えないトイレなど、具体的なバリア



制度的なバリア

慣例によって点字による受験を認めない就職試験など、多様なニーズに対応していないルールなどのバリア



日常生活の中の4つのバリア

音声や点字、手話、字幕といった、必要な人に分かりやすい案内がないことなど、情報をさえぎるバリア



文化・情報のバリア

障害のある人を独立した人格と見なさなかったり、偏見等により、よくわからない存在として避けたりするなどの心のバリア



心のバリア

3 障害のある人を取り巻くルールの変化

障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指して様々な法律等が施行されています。

2006年 「障害者権利条約」が国連総会において採択（日本の批准は2014年）

＊障害のある人の人権を守ることなどを目的として、国がすべきことを規定しています。

2011年 「障害者基本法」の改正

＊障害者権利条約の理念を踏まえ、障害のある人があらゆる分野において分け隔てられることなく、共生する社会をめざすことが明記されました。

2012年 「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」の施行

＊障害のある人に対する虐待を防止すること等を目的としています。

2016年 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行

＊「障害者基本法」を具体化したもので、行政機関と民間事業者に「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供を求めています。



ヘルプマーク

知っていますか？このマーク

外見からはわからなくても配慮を必要としている方が、援助を得やすくなるように作られたマークです。これらのマークを見かけたら席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。



ハートプラスマーク

4 不当な差別的取扱いって？こんなことで困っている人はいませんか？

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人には付けられない条件を付けることなどが「不当な差別的取扱い」に当たり、法律で禁止されています。

(1) サービス提供の拒否・制限・条件を付す

- ・付き添い（同行）を求める。
- ・イベント等への参加を拒否する。
- ・窓口手続きを拒否したり、対応を後回しにしたりする。
- ・各種施設等やそれらのサービスを利用させない。



(2) 他者とは異なる取扱いをする

- ・行事等への参加や共用設備の利用を制限する。
- ・大人に対して幼児の言葉で接する。
- ・わずらわしそうな態度や傷つけるような言葉をかける。
- ・本人を無視して、支援者・介助者や付添者のみに話しかける。



5 合理的配慮って？こんなことができませんか？

合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、過度の負担にならない範囲で対応することをいいます。

(1) 物理的環境への配慮



段差がある場所に携帯スロープを置く。

(2) 意思疎通の配慮



本人からの依頼があれば代読や代筆を行う。

(3) ルールの柔軟な変更



（肢体不自由等で）外出が困難な人に対し、郵送での手続きを認める。

上記の合理的配慮の具体例はごく一部です。その他の具体例は内閣府のホームページ等も参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>

合理的配慮等具体例
データ集（内閣府）



合理的配慮を提供する際に大切なのは、勝手な判断をせず、まずは声をかけ、当事者の方と「対話」をしながら答えを見つけていくことです。



ワークショップ編



1 こんなときどうする？（参加型学習の発問例）

Q1.自然災害が起こった時、障害のある人たちが困ることはどんなことでしょうか？

Q2.誰もができるだけ過ごしやすいするには、避難所にはどんな工夫があれば良いのでしょうか？

Q3.誰もが暮らしやすいまちづくりをするために、これからあなたにできそうなことはどんなことがありますか？



2 視聴覚教材

タイトル名（対象）	分類	内容	時間	備考
風の匂い （中学・高校・一般）	ドラマ (DVD)	知的障害がある幼なじみの友人との再会から、青年となった二人の成長と、職場での人間模様を通して、社会的な課題でもある『合理的配慮』について触れています。	34分	京都府丹後教育局所有 (No.17)
お互いの本当が伝わる時 -障害者- （中学・高校・一般）	ドラマ (DVD)	障害のある人が、どんな場面で困っているのかなど、具体例を挙げ、どうしていけばよいのか、また障害のある人から発信することの重要性も示しています。	20分	京都府丹後教育局所有 (No.20)
誰もが住みよい社会をつくるために （中学・高校・一般）	ドラマ 解説 (YouTube)	障害のある人が直面する人権問題やその問題を解決するための活動などを具体的に解説を加えながら紹介しています。	33分	YouTube 法務省チャンネル

<参考資料>

- ・『障害者差別解消法がスタートします！』『合理的配慮を知っていますか？』 内閣府（2016）
- ・『障害のある人と人権』 公益財団法人人権教育啓発推進センター（2018）
- ・『これならわかるくすきり図解>障害者差別解消法』 翔泳社（2016）
- ・『合理的配慮、差別的取扱いとは何か』 解放出版社（2016）
- ・『人権教育指導者ハンドブック(社会教育編)』 京都府教育委員会（2018）

※公民館長・主事の皆様へ

本リーフレットと一緒に「公民館における人権学習プログラム」「別冊資料 No.1(LGBT)」についても是非ご活用ください。

令和2年2月発行 丹後人権教育行政担当者等研究協議会
（事務局 京都府丹後教育局 TEL 0772-22-4504 FAX 0772-22-0479）

